

令和4年度 青梅市立第三中学校経営方針

青梅市立第三中学校 校長 高橋 章次

1 学校教育目標の実現に向けて

本校では「学ぶ 鍛える 思いやる」を教育目標に掲げ、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動(学校行事、学級会活動、生徒会活動)及び部活動等、教育活動全体でその実現を目指す。

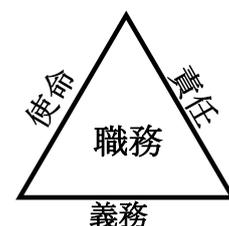
2 学校経営の基本理念

私たちの使命は、教育目標の達成に向けた日々の取り組みを通して、生徒一人一人に「学問のすばらしさ、スポーツの楽しさ、ハーモニーを奏でたり、作品を創ったりする喜びなどを実感させ、また、集団活動を通して責任感・協調性を育てるとともに感動を味わわせる。」ことである。そして、生徒一人一人が自信をつけ自立し、予測不可能でグローバルな社会で生きぬく力を付けることが重要であると考えます。

生徒一人一人を大切にした指導を通して、自信をつけさせ、自立心を育む

3 職務

使命と責任と義務は、正三角形の等しい辺でなければならない。使命が大きくなれば、その責任と義務も大きくなる。このことを踏まえそれぞれの職務を果たしてほしい。



職務は、残念ながら公平ではない。その人によりかわってくる。しかし、できないことができるようになることはある。経験を積むことで可能性が広がる。年齢や経験に関係なく、やってみようというチャレンジの気持ちと見習うという謙虚さをもって使命と責任を果たしてほしい。

4 目指す生徒像、学校像、教師像

<目指す生徒像>

学校教育目標の実現に向けて、自ら努力する生徒を育てる。

- 心身ともに自ら鍛えることができる生徒
- 互いを認め思いやることができる生徒
- 自ら進んで学ぶことができる生徒

<目指す学校像>

生徒、教師、家庭・保護者、そして地域が強く連携した学校をつくる。

- 生徒が喜んで登校できる学校
- 子どもを安心して預けられる学校
- 保護者・地域とともに歩む学校

<目指す教師像>

生徒の指導に喜びを見出せる教師集団をつくる。

- 生徒に慈愛を注げる教師
- 生徒とともに感動できる教師
- 生徒の可能性を引き出せる教師

5 学校経営の基本的な考えと取り組み(方策)

(1) 新型コロナウイルス感染対策に関する事項

新型コロナウイルス感染予防に伴い、国から新型コロナウイルス感染予防のため緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令される。これに伴い東京都及び青梅市教育委員会のガイドラインが示される。本校は、このガイドラインに沿って教育活動を行う。

① 生徒・教職員の健康を最優先に考え、できるだけ3密(密閉・密集・密接)にならないようにする。

○換気の徹底

衣服等による温度調節に配慮しながら2方向の窓を同時に開けるなど教室等のこまめな換気を実施する。

○マスクの使用の徹底

学校においては人の密度を下げることに限界であるが、近距離での会話等、飛沫を飛ばさないよう、マスク(不織布のマスク推奨)の装着を徹底させる。また、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備などの万全な感染症対策をする。

○消毒と手洗い

共通で触れる部分についてはこまめに消毒するほか、生徒に対しては、石鹸を使った流水での手洗いを指導する。

② 学習の保証

新型コロナウイルス感染防止のため通常の教育活動ができない場合は、年間の教育課程を見直すと共に ICT 活用等、効果的な指導や生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、指導内容を工夫したり、補習授業やオンライン授業を行ったりして、学習を保証する。

③ 生徒の心のケア

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行う。また、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、偏見や差別、いじめが生じないように十分配慮する。

④ 教育課程の見直し

生徒にとって何が大切なのかを考え、教育課程を再編する。学校の都合で生徒に過度な負担がないように編成する。また、できるだけ楽しみや希望が損なわれないよう学校行事を厳選する。

⑤ 3年生の進路

進路(進学)に向けて新型コロナ対策による変更など適切に指導を行うとともに、進路に不安がないように、きめ細かな進路指導を行う。

(2) 確かな学力の育成

日々の授業において基礎・基本の確かな定着と主体的に学ぶ姿勢を育てる。

① 綿密な指導計画と評価計画を作成する。

② 各学年で学力向上の取組を行う。補習教室、質問教室等の充実、学習コンクールの取組などの生徒の学習意欲を高めながら計画的に実施する。

③ 東京都の授業改善推進拠点校(3年間の2年目)を踏まえ、都「生徒の学力向上を図るための調査」を使い国の学力状況調査と相関し本校の生徒の実態を把握する。学校を挙げて学力向上に取り組むために

お授業改善を行う。年2回の授業評価を実施し、授業改善に活かす。新学習指導要領の主体的・対話的で深い学びのある授業を行うとともに評価と指導の一体化を目指す。

- ④ 朝学活前の10分間で全校朝読書を実施し、活字に親しむ時間を設ける。また、自学ノートやタブレットドリルを効果的に使い自主的に学習に取り組む力を養う。
- ⑤ 各教科で家庭学習の定着を目指し、学習量を鑑みながら適切な課題を出していく。(自学ノート、タブレットドリル、小テスト・コンテスト等の活用)
- ⑥ 2・3年生の数学で少人数・習熟度を考慮した授業を展開し個に応じた指導を充実させる。特に、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、発展的な学習の指導も充実させる。
- ⑦ 授業に参加できない生徒などを中心に放課後ステップアップを行い基礎的・基本的な学習内容の定着を促す。また、青梅市スタディアシスト(中3対象の学習指導、進路支援)やステップアップクラス(放課後学習)の参加を呼びかけていく。

(3) 生活指導の組織的な対応による規範意識の育成

いじめ、暴力を決して許さない指導とともに、深い生徒理解の上に立ち、「厳しく、温かい指導」を目指し、教育相談の手法も取り入れていく。また、規範意識を高め、社会の一員としての自覚をもつ生徒を育てる。

- ① 指導方針、指導内容の共通理解の下、共通実践を行い、学校全体で組織的に指導を行う。4月当初に配慮を要する生徒についての共通理解を徹底する。
- ② 面談週間(家庭訪問・三者面談・交流面談)、カウンセラーによる1年生全員の面接の実施により生徒理解に努める。特に年1回の交流面談の実施により、何かあったとき誰かに相談できる学校づくりを全校挙げて行う。
- ③ 市教委、青梅警察少年係、児童相談所、民生児童委員、保護司や保健所、医療機関等との連携を図り、夏季休業直前に行っている地域連絡会を継続する。
- ④ 大分療育センターの清田晃生先生との協力および連携を継続させ、特別な支援の必要な生徒や精神面で不安定な生徒への支援や指導のあり方について研修を深める。

(4) 多様な体験や道徳授業による豊かな心とたくましい身体の育成

ボランティア活動や職場体験、その他多様な体験を重ねることで、自己有用感を高め、思いやりの心や勤労や責任を重んじる気持ちなど豊かな心を育成する。

- ① コロナ禍の状況に合わせ花植え活動、植木の剪定、校内美化活動等のボランティア活動の他、地域におけるボランティア活動への参加を促し、地域へ感謝の気持ちを育てる。
- ② 特別の教科「道徳」の評価については適正に評価する。また、担任・副担任全員で道徳の授業を担当する工夫をする。
- ③ 保健体育の一校一取組では、継続的に行うことができる内容を工夫し、体力の向上に努める。

(5) 夢を育て進路を実現するキャリア教育

全ての生徒に自分にある可能性に気付かせ、自己の将来を切り拓く力を身に付けさせる。

- ① 1年では自己を知る学習と仕事に興味をもつ学習、職業調べ等、2年では具体的な職業を知るため、職場体験、上級学校訪問、3年では高校の先生の話聴く会を行うなど3年間を見通して計画的に実施する。

- ② 進路指導では正確な進路情報と、丁寧で決め細やかな進路相談を基に、生徒の将来の夢や適性にあった進学・就職指導を実施する。
- ③ 専門学校、各種学校の教員や様々な分野で活躍する方をゲストティーチャーとして招き、授業、総合的な学習の時間等を使い進路選択や自己の生き方を学ぶ機会とする。
- ④ 生まれ育った青梅の良さ、そして日本の良さや、世界とのつながりや異なる文化、歴史等を学ぶ。そのために青梅地域学習から広げる学習活動(青梅、釜倉(都内巡り)、京都・奈良)を推進する。
*都内巡り(大学キャンパス巡り)も視野に入れ検討する。

(6) 教育相談や特別支援教育体制・特別支援教室における個別支援の充実

不登校、問題行動の生徒、通常の学級における特別な支援の必要な生徒については、深い生徒理解のもとに指導しなければならない。特に発達障害等の理解と指導の方法については、特別支援教育の研修を充実させ学校全体の専門性を高める。

- ① 特別支援教室、3年目にあたり、拠点校としての役割をもう一度反省し明確にする。巡回校との情報交換を密にし、一人一人の生徒の課題解決に努める。
- ② 特別支援教育委員会を定期的に関き、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、特別支援教室担当者等で情報を共有し課題解決を図る。必要に応じて、校内委員会を開催して生徒の適正な就学を検討する。

(7) 特別支援教室における個別の支援の充実

- ① 通常の学級と常に連携し、連絡を密にし、一人一人に必要な教育支援を充実させる。
- ② 自立活動をより充実させるために、特別支援教室担任の研修を充実させる。

(8) 校内研修の充実および教員の専門性の向上

授業改善、生徒理解の研修、特別支援教育、新学習指導要領などの研修を通して、高め合う教員集団をつくる。

- ① 昨年度までの成果を生かし、「学びの姿勢の高まる授業づくり」を目指し、計画的に研究授業を推進する。
- ② 若手教員については、若手教員校内研修会を実施し、現場のベテラン教員の体験や実践経験を学び、明日からの教育活動に活かす。

(9) 安心安全管理と施設の美化・環境整備

生徒の安全を第一に、常に危機管理に努める。また生徒の学習環境を整える。

- ① 全員清掃を充実させ、校内美化への意識を高める。
- ② PTAの自転車点検に加えて、学年ごとの自転車点検を継続し、接触事故などの防止に努める。
- ③ セーフティ教室では、外部の講師を招き、薬物乱用防止や犯罪防止について学ぶ機会を設ける。
- ④ 毎月27日の「命の日」を生命尊重の教育の日とし、「忘れない、二度と事故をおこさない」ことを誓える日とする。
- ⑤ 地域防災意識への意識高揚を図るため、防災の在り方を検討するとともに地域や小学校との連携を図る。
- ⑥ あいさつの飛び交う学校を目指し、生徒会を中心にあいさつ運動を充実させる。日常生活ではもちろん部

活動でも積極的にあいさつの指導を行う。また、PTAとの連携を図るとともに、学期に1回は小学校と同じ期間に実施する。

- ⑦ 各集会、セーフティ教室等を活用し、年間を通じてSNSによる犯罪、いじめ、個人情報の流出の防止に関する指導および教育を徹底する。
- ⑧ 学びと心の育成事業では、花植え活動を生徒のボランティア、部活動、保護者・ひまわりの会と協力して行う。また、生徒の学校生活への意欲を高めるために創意工夫ある取組を行う。

(10) 部活動の充実

部活動は生徒の情操教育、精神の鍛錬、体力の向上、また学校生活の充実のために不可欠な活動であり、できるだけ学校全体で協力し運営する。また、可能な限り、地域行事にボランティアや演奏活動等に参加できるようにする。

(11) 小・中一貫教育の推進

小・中一貫教育における育てたい子ども像「夢をもって本気でやりぬく子」の理念を小・中学校の教職員で共通理解し実践する。三中学区の生徒を小・中の教員が共通理念のもと9年間で子どもを育て成長させることを目指す。

(12) 学校評価の充実

校内の自己評価(学校評価)、保護者の評価、生徒の授業評価、学校運営連絡協議会による学校関係者評価などの評価を実施し、その分析結果を活かし教育活動の改善を図る。

(13) 男女共同参画社会の実現

男女混合名簿の導入の趣旨等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する。

- ① 制服(標準服)の見直しの検討
- ② LGBTQ(性的マイノリティ)を理解し、道徳の授業や各教科で偏見、差別等内容に充分配慮し指導を行う。

(14) 適正な予算執行

市の財政状況が極めて厳しい状況の中で、予算については緊急性、生徒の安全確保に充分配慮し、また教育の質を落とすことなく、厳正で計画的な予算執行に努める。施設の破損の修理等は、生徒、教職員の修理を原則とし、状況によっては弁済させる。また、社会状況を鑑み、保護者負担軽減と私費会計の適正な編成・執行をする。

6 学校運営の基本姿勢

私たちは公立学校の教職員であり、生徒、保護者の期待に応え、また、地域の学校としての責任を果たすことが使命である。青梅市立第三中学校の全ての教育活動を通じて、生徒の健やかな成長と一人一人の進路実現を果たすために、慈愛を機軸に、誉めて、励まし、ときに叱り、生徒一人一人の良さや可能性を伸ばす教育を行う。

7 学校経営方針(教育目標)達成に向けての教職員の基本的な姿勢

全ての教職員が、常に教育への高い志や理想をもち、学校経営の意欲をもって職務を行う。生徒に対しては人権への深い配慮を示し、教育者として豊かな感性で接する。また教育公務員として常に専門家としての力量を向上することに努め、同時にサービスの厳正に努める。組織としては、一人一人がそれぞれの専門性や長所を出し合い補い合って、組織力を向上させる。また、校務の効率化を図るなど働き方改革の推進を目指す。

(1) 学習指導

- ① 常に授業改善を目指し、「学びの姿勢の高まる授業づくり」を心がける。生徒には毎時間しっかりと目標や目当てを示し単元計画を充実させ、基礎・基本の徹底をさせ、生徒が主体的に授業に取り組み自己評価ができる授業を実践する。
- ② 基礎・基本の定着に課題のある生徒については、長期休業中のオンラインを活用した補習、質問教室などを行うなど ICT を効果的に活用する。
- ③ 各教科の評価計画については、指導と評価の一体化を目指し、年度当初に生徒、保護者に丁寧に説明し、学習意欲を高める評価を実施する。

(2) 生活指導

- ① 学校不適応、不登校、いじめ、暴力破壊行為等の問題行動に対しては、生活指導部および教育相談・特別支援教育委員会中心に学年チームや学校組織で対応することで、速やかで適切な指導を行う。特に、いじめについては、「いじめ防止基本方針」にのっとり、未然防止と早期解決に努める。
- ② 青梅三中版マナーテキストを活用したマナー認定を実施するとともに、あいさつをはじめ、社会に出たときに通用する振る舞いが身に付くよう指導する。
- ③ 深い生徒理解のもと、一人一人の良さを認め伸ばす指導を行う。また、叱るべきときには、きちんと叱り指導する。
- ④ 日常的な登校指導、学活、給食、清掃などの指導は学年チーム全員で行う。
- ⑤ 虐待の疑いがある場合は、外部の機関への通報と連携協力を行う。
- ⑥ 落ち着いた学校となってきたことから、「社会に出たときに通用する力」を育むため、より服装、規律について意識を高める指導を行う。

(3) 保護者への姿勢

- ① 保護者からの相談、要望はいつでも丁寧に聞き、誠実に対応するよう努める。また、保護者への電話や家庭訪問等、必要な連絡は迅速に行う。
- ② 担任は、悪いことの連絡だけでなく、時には頑張っている様子を伝えるなど、学校は子育ての応援者である姿勢を伝えるよう努める。
- ③ 理不尽な要求には決して応じず管理職が中心となり組織的に対応する。決して教員一人で対応しない。

(4) 危機管理の姿勢

- ① 生徒の安全確保と指導には常に配慮し、施設設備の適切な管理のため安全点検・管理に努める。

- ② 個人情報や公文書の扱いは適切に行う。特に個人情報の流出が決してないように管理を厳正に行う。
- ③ 予算の適切かつ適正な執行を行う。特に業者の選定と対応には慎重かつ適正に行う。
- ④ 学校備品および消耗品を大切に扱い管理する。
- ⑤ 学校徴収金、私費会計等の適切な管理に努める。各学年の会計担当者は都事務主査に監査を受けながら行う。

8 令和4年度 重点項目

(1) 作年度から行っている3年間の東京都授業改善推進拠点校として2年目の研究を進め成果を上げる。

- ① 研究推進委員会を中心に全教職員で研究を進める。

東京都が実施する「令和3年度・4年度児童・生徒の学力をを図るための調査」(意識調査)と「全国学力・学習状況調査」を基に本校の強みや弱みを分析し、研究・開発の具体的な取り組みを行う。

- ② 新学習指導要領に即し、指導と評価の一体化を踏まえ、授業改善を行う。
- ③ GIGAスクール構想を踏まえ、タブレットドリルを効果的に活用する。
- ④ 学習に取り組む態度を養うため、自学ノートを全校で取り組む。

(2) ボランティア活動の活性化を図る取組

- ① より良い環境をつくろうとする主体性を高めるため、様々な機会を活用し、校内ボランティア活動の充実を図る。
- ② 地域貢献の心を育てるために自治会などと連携し、地域ボランティア活動への参加を促す。

(3) 生徒の規範意識の向上

- ① 問題行動が起きたときには、副校長、生活指導主任、学年主任に報告し、生活指導主任(学年の生活指導部)中心に指導方針、対応策を検討し、迅速に対応する。問題の大きさや質により、保護者への指導、学年または学校全体への指導まで行い、詰めの甘い指導にならないように丁寧な指導を行う。
- ② 生活指導の基本は学級経営である。授業規律、給食・清掃指導、日直、班や係りの仕事等、一つ一つの日常的な基本的な指導に手を抜かない。いじめについては、見逃すことのないように常にアンテナを高くはり、敏速な対応と未然防止に努める。学級経営は、担任だけでなく学年チームで取り組むことで、どの学級も規範意識のある学級経営を行う。
- ③ 不登校生徒または不登校傾向の生徒については、生活指導部を中心に担任一人に対応せず、SC・SSW・教育相談と連携し学校全体で組織的な対応、指導を行う。

(4) 制服(標準服)の見直し検討

制服の見直しに伴い、制服業者等と具体的な提案を受ける。また、生徒・保護者・地域の意見を聞き実施時期の検討を行う。

(5) 働き方改革を目指し、教職員のワークライフバランスを保つ取組

教職員が心身ともに健康であることが教育効果を高めることに最も必要なことであるとの観点から、校務内容の見直しや精選を工夫する。また、採点システムを導入するなど作業の効率化を行う。点検業務やミス

未然に防ぐため、校務支援システムに担当者(教科・担任・その他)が責任をもって直接入力を行う。

★職員室の管理について

職員室は教職員の生徒の共通理解の大切な場であり、忙しい中ですが、教員は、できるだけ職員室に戻って情報交換や緊急対応等、教員間の共通理解・連携を図って職務を行ってください。

- ① 保護者・業者への対応は丁寧に行う。
- ② 生徒の入室は、扉の外ではなく、入り口まで認め、適切な指導を心がける。
- ③ ビニール・可燃ゴミ用のゴミの分別を徹底する。
- ④ 電話の対応は、丁寧に行う。電話を取った職員は名前を名乗り、相手の名前は正確に聞き取り、必要に応じて用件をメモする。

例 おまたせいたしました。青梅市立第三中学校 高橋(です。・がお受けします。)(相手が名のらなければ)失礼ですが、どちら様でしょうか。

- ⑤ 机上整理とお菓子や飲み物(ジュース類)は、机上に置かない。
- ⑥ 生徒の個人情報や守秘義務の必要な書類は、自席を離れる際には、目に触れないようにする。また、個人情報の管理や受け渡しには必ず確認(手渡し基本)を行う。
- ⑦ 校務支援システムを有効に活用し、効率よく仕事を行い、退勤時間を早める。体と心を休めるように努力する。
- ⑧ 若手は、ベテランから学ぶ姿勢は重要です。しかし、生徒にとっては、ベテランでも新人でも一緒です。若手だからやらなければならないのではなく、思いやりをもって、みんなで一緒にやるという意識をもてるようにしてください。
- ⑨ 第三中学校の良き伝統を尊重しつつ改革が必要なものは慣習にこだわらず実行する。新しい発想を大切にします。生徒にとって不利益なことは刷新し、必要なこと、大切なことは、遠慮することなく行う。

◆今年度の学校経営のキーワード

研究推進 新学習指導要領 ジェンダー 男女共同参画社会 LGBTQ (性的マイノリティ) いじめ
指導と評価の一体化 新型コロナウイルス感染 不登校 特別支援教室 自立活動 GIGAスクール構想
退勤時間 校務支援 新たな発想 服務事故ゼロ